

「流山市下水道指定工事店」の指定申請をする方へ

- ①千葉県内に工事店営業所が無い場合は、申請できません。
登記事項全履歴証明書で確認します。
申請者住所は、本店住所で申請してください。
- ②添付書類(1)の履歴書(市販品可)には、顔写真(カラー撮影)を貼付してください。
- ③添付書類(3)の写真は、会社名等の表示が確認できる営業所の外観・事務室内部・資材置場・廃材置場について撮影してください。
- ④添付書類(4)の下水道排水設備工事責任技術者証の写しは、全員の写しを添付してください。
- ⑤添付書類(5)の雇用関係を証する書類には、健康保険証(社会保険)の写しを添付してください。(雇用証明書でも可)
- ⑥登録手数料は、3万円です。指定証の交付時に納入していただきます。
- ⑦指定日については、必要書類が提出されてから約2週間後になりますので余裕をもって提出してください。

添付書類を添えて、A4 縦長フラットファイルに綴じ、ファイル表面には何も記入しない状態で、流山市上下水道局 1 F 流山上下水道センターに直接提出してください。

添付書類等何かご不明な点等ありましたら下記までお問い合わせください。

流山市上下水道局 下水道建設課 管理係 04-7150-6097
--

第6号様式（第7条関係）

流山市下水道指定工事店指定申請書

年 月 日

(宛先) 流山市上下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

㊟

流山市下水道条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

工 事 店	営 業 所 所 在 地			
	営 業 所 名		電 話	
責 任 技 術 者 氏 名				

添付書類

- (1) 個人の場合は、住民票若しくは住民票記載事項証明書、身分証明書及び履歴書(カラー顔写真貼付)
- (2) 法人の場合は、定款の写し、登記事項全部証明書及び代表者に関する上記(1)に定める書類
- (3) 営業所及び資材・廃材置場の周辺見取り図、平面図及び写真
- (4) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し、及び責任技術者一覧表
- (5) 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類
- (6) 工事の施工に必要な設備及び機材の所有一覧表 (別記第7号様式)
- (7) 他市町村で下水道指定工事店の指定を受けている場合は、当該市町村から交付を受けている指定工事店証の写し
- (8) 代表者又は役員が排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないを証する確認書 (別記第7号様式の2)

第7号様式（第7条関係）

工事の施行に必要な設備及び機材の所有一覧表

年 月 日

		営業所名			
種 別	名 称	型 式	・ 性 能	数 量	備 考
1	管の切断 用の機械器 具				
2	管の加工 用の機械器 具				
3	接合用の 機械器具				
4	その他				

第7号様式の2（第7条関係）

確 認 書

年 月 日

（宛先） 流山市上下水道事業管理者

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

電 話 番 号

当社の代表者又は役員が排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを確認書により届け出ます。

第 1 1 号様式 (第 1 1 条関係)

流山市下水道指定工事店異動届

年 月 日

(宛先) 流山市上下水道事業管理者

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

㊟

流山市下水道条例第 8 条の 5 の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	1 組織の変更 2 代表者の異動 3 商号の変更 4 営業所の移転 5 専属する責任技術者の異動 6 住所又は所在地の変更 7 電話番号の変更
発 生 年 月 日	年 月 日
理 由	
添 付 書 類	

届出区分の 2, 3, 4, 6 の場合は、指定工事店証を添付すること。